

# TKN社労士通信

2021年6月号

TKN社会保険労務士事務所

特定社会保険労務士 高野 裕之

連絡先 : 〒154 -0012

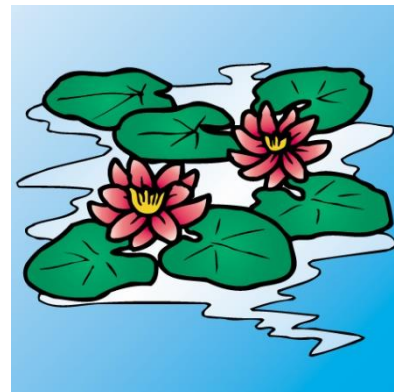
東京都世田谷区駒沢2-58-13

電話 : 03-6315-8830

FAX : 03-3795-9021

E-mail : sharoushi-takano@support.email.ne.jp

URL : <http://www.tkn-sr.jp/>



## 「職場のハラスメントに関する実態調査」 の報告書が公表されました

厚生労働省委託事業「職場のハラスメントに関する実態調査」(令和2年10月実施。調査実施者:東京海上日動リスクコンサルティング株式会社)について、報告書が取りまとめられました。職場でのハラスメントの予防・解決の参考にしてください。

### ◆ハラスメントの発生状況・ハラスメントに関する職場の特徴

○過去3年間のハラスメント相談件数の推移については、パワハラ、顧客等からの著しい迷惑行為、妊娠・出産・育児休業等ハラスメント、介護休業等ハラスメント、就活等セクハラでは「件数は変わらない」の割合が最も高く、セクハラのみ「減少している」の割合が最も高かった。

○職場の特徴として、パワハラ・セクハラともに「上司と部下のコミュニケーションが少ない/ない」、「ハラスメント防止規定が制定されていない」、「失敗が許されない/失敗への許容度が低い」、「残業が多い/休暇を取りづらい」等の特徴について、ハラスメントを経験した者と経験しなかった者の差が特に大きい。

### ◆ハラスメントの予防・解決のための取組状況

○パワハラ、セクハラおよび妊娠・出産・育児休業等・介護休業等ハラスメントに関する雇用管理上の措置として、「ハラスメントの内容、ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化と周

知・啓発」および「相談窓口の設置と周知」を実施している企業は8割程度だが、「相談窓口担当者が相談内容や状況に応じて適切に対応できるための対応」の割合は4割程度であった。

○すべてのハラスメントにおいて、勤務先が「積極的に取り組んでいる」と回答した者で、ハラスメントを経験した割合が最も低く、「あまり取り組んでいない」と回答した者は経験した割合が最も高い。

### ◆ハラスメントを受けた経験

○パワハラ、セクハラおよび顧客等からの著しい迷惑行為について、過去3年間での勤務先での経験有無・頻度を聞いたところ、各ハラスメントを一度以上経験した者の割合は、パワハラが31.4%、顧客等からの著しい迷惑行為が15.0%、セクハラが10.2%となった。

### ◆ハラスメント行為を受けた後の行動、 ハラスメントを知った後の勤務先の対応

○ハラスメントを受けた後の行動として、パワハラ、セクハラでは「何もしなかった」の割合が最も高かった。一方、顧客等からの著しい迷惑行為では、「社内の上司に相談した」の割合が最も高く、次いで「社内の同僚に相談した」が高かった。○ハラスメントを知った後の勤務先の対応としては、パワハラでは「特に何もしなかった」(47.1%)、セクハラでは「あなたの要望を聞いたり、問題を解決するために相談にのってくれた」(34.6%)、顧客等からの著しい迷惑行為では、「あなたの要望を聞いたり、問題を解決するため

に相談にのってくれた」(48.6%)の割合が最も高かった。

## 新型コロナ感染拡大の仕事や生活への影響に関する最新調査 ～(独)労働政策研究・研修機構

(独)労働政策研究・研修機構が、新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活、企業への影響についてまとめた最新の調査結果を公表しました。

### ◆個人調査：第4回「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査」(一次集計)結果(2021年4月30日)

この調査は、昨年からの連続パネル調査で、今回(3月調査)が4回目の実施です。調査結果によると、直近の月収額について、通常月の月収と「ほぼ同じ」との回答が3分の2程度(68.8%)である一方、「減少した」との割合も引き続き4分の1超(27.2%)となっており、過去の調査と単純に比較すると、実労働時間の長さが戻り切らないこと等を反映して、一定程度の「減少」が常態となりつつあることなどがわかったとされています。

<https://www.jil.go.jp/press/documents/20210430a.pdf?mm=1680>

この調査に関連した以下の分析結果も公表されているので、参考にしてください。

☆リサーチアイ 第58回「新型コロナウイルス感染拡大下における雇用調整助成金利用企業の特徴と助成金の効果—JILPT 企業調査二次分析」(2021年4月2日)

[https://www.jil.go.jp/researcheye/bn/058\\_210402.html?mm=1680](https://www.jil.go.jp/researcheye/bn/058_210402.html?mm=1680)

☆リサーチアイ 第53回「新型コロナウイルス流行下(2020年2～9月)の企業業績と雇用—「第2回新型コロナウイルス感染症が企業経営に及ぼす影響に関する調査」二次分析—」(2021年2月3日)

[https://www.jil.go.jp/researcheye/bn/053\\_210203.html?mm=1680](https://www.jil.go.jp/researcheye/bn/053_210203.html?mm=1680)

### ◆企業調査：第3回「新型コロナウイルス感染症が企業経営に及ぼす影響に関する調査」(一次集計)結果(2021年4月30日)

この調査は、昨年6月からの連続パネル調査で、今回(2月調査)が3回目の実施です。テレワークの実施経験企業は約4割、現在(1月末)も実施している企業は約3割で、一定の効果がみられた一方、コミュニケーション、業務の進捗把握、業務の切り出し等、実施上の課題も浮き彫りになっていることなどがわかったとされています。

<https://www.jil.go.jp/press/documents/20210430b.pdf?mm=1680>

この調査に関連した以下の分析結果も公表されているので、参考にしてください。

☆リサーチアイ 第58回「新型コロナウイルス感染拡大下における雇用調整助成金利用企業の特徴と助成金の効果—JILPT 企業調査二次分析」(2021年4月2日)

[https://www.jil.go.jp/researcheye/bn/058\\_210402.html?mm=1680](https://www.jil.go.jp/researcheye/bn/058_210402.html?mm=1680)

☆リサーチアイ 第53回「新型コロナウイルス流行下(2020年2～9月)の企業業績と雇用—「第2回新型コロナウイルス感染症が企業経営に及ぼす影響に関する調査」二次分析—」(2021年2月3日)

[https://www.jil.go.jp/researcheye/bn/053\\_210203.html?mm=1680](https://www.jil.go.jp/researcheye/bn/053_210203.html?mm=1680)

## 令和2年の労働災害発生状況

### ◆死亡者数は3年連続過去最少、休業4日以上 の死傷者数は増加

厚生労働省が公表した令和2年の労働災害発生状況の取りまとめによれば、令和2年(1月～12月)の労働災害による死亡者数(以下「死亡者数」)は802人(前年比43人・5.1%減)と、3年連続で過去最少となりました。一方、休業4以上の死傷者数(以下「死傷者数」という)は131,156人(前年比5,545人・4.4%増)と平成14年以降で最多となっています。

#### ◆死傷者の傾向

事故の型別としては、特に死傷者数が最多の「転倒」(前年比 943 人・3.1%増)、「動作の反動・無理な動作」(同 1,412 人・8.0%増)で増加しています。

また、年齢別では、60 歳以上が全死傷者数の約4分の1を占め、34,928 人(前年比 1,213 人・3.6%増)となっています。

転倒は、高年齢になるほど労働災害発生率が上昇しており、とりわけ高齢女性の労働災害発生率は高いとされています。休業見込み期間も年齢が上がるにしたがって長くなることから、今後の高齢化社会において、高齢者の労働災害は対応が必須な課題といえます。

#### ◆新型コロナウイルス感染症の影響も

また、上記死傷者数のうち新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害は 6,041 人となっています。医療機関や介護施設などでの発生が8割弱に達しているそうです。コロナ関連の労働災害は全体に占める割合としては小さいですが、職場でのクラスターも多発していることから、今後も引き続き申請件数も増えることが予想されます。

先行きが不透明な中、企業もしばらくはコロナ感染防止対策への配慮が必要になってくるでしょう。

### コロナ禍の交通事故発生状況 ～マイカー・自転車通勤時には 遵法意識を持った運転を！

#### ◆令和2年の交通事故発生状況

警察庁「令和2年における交通事故の発生状況等について」(令和3年2月 18 日発表)によれば、令和2年の全国の交通事故死者数は 2,839 人で、前年より 376 人減少し、統計を始めた昭和 23 年以降、最少となりました。また、重傷者数も、前年より減少しています(27,774 人、前年比－4,251 人)。その背景には、令和2年4月7日から発出されていた緊急事態宣言を受け、外出自粛等により交通量が大幅に減ったことがあると分

析されています。

その一方で、東京など、交通事故死者数が増加したところもあります。これは、交通量が減ったことで、車がスピードを出しやすい環境となったからだと言われています。4～5月の 23 区内の一般道の平日の平均渋滞距離は前年同期比 39%減少しましたが、この間、自動車の平均速度はコロナ前よりも5～10km/h程度上がっていると国土交通省は分析しています。また、自転車や歩行者に、交通閑散による注意力散漫・交通違反(信号無視や横断歩道外での道路横断)があることも要因として挙げられます。

#### ◆交通安全のための 2021 年の取組み事項

このような状況を踏まえ、警察庁は、2021 年は「歩行者の安全確保に向けた交通安全教育や運転者に対する指導取締り」、「自転車の遵法意識の向上に向けた交通安全教育・指導取締りの推進」、「生活道路における安全確保」に取り組むとしています。

#### ◆改めて安全運転への注意喚起を！

日常的に業務で車両を使う事業所はもちろんですが、新型コロナウイルス対応として、従業員の感染リスク(3密:密閉、密集、密接)を軽減するため、日頃から満員となる電車やバスといった公共交通機関を利用するのではなく、マイカー通勤や自転車通勤を認めることとした企業は多くあります。コロナの収束が見通せないなか、このような取組みは今後も継続されるものと考えられます。安全運転への注意喚起を十二分に言い、交通事故防止のための対策を講じていくことが必要だといえるでしょう。

### 若者雇用促進法に基づく 「事業主等指針」が改正に

#### ◆事業主等指針とは？

事業主等指針とは、「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」(平成 27 年厚生



労働省告示第 406 号)のことをいい、若者雇用促進法に基づき、若者を募集・採用等する事業主等が講ずべき措置をまとめたものです。

#### ◆事業主等指針の改正

厚生労働省は、令和3年4月30日、この事業主等指針を改正しました。今回の改正によって、事業主等が青少年の募集および採用にあたって講ずべき措置、事業主が青少年の職場への定着促進のために講ずべき措置について、主に次の事項が追加されました。

◆就活生等に対するハラスメント問題への対応  
事業主は、雇用する労働者が、就職活動中の学生やインターンシップを行っている者等に対する言動について、必要な注意を払うよう配慮することが望ましいこと。

事業主は、パワーハラスメント指針等に基づき、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメントならびに妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントの防止のため、雇用管理上の措置を講ずること。

#### ◆公平・公正な就職機会の提供

採用内定または採用内々定と引き替えに、他の事業主に対する就職活動を取りやめるよう強要すること等の青少年の職業選択の自由を妨げる行為等については、青少年に対する公平・公正な就職機会の提供等の観点から行わないこと。

#### ◆内定辞退等勧奨の防止

採用内定者等について、労働契約が成立したと認められる場合は、当該採用内定者に対して、自由な意思決定を妨げるような内定辞退の勧奨は、違法な権利侵害にあたるおそれがあることから行わないこと。

#### ◆募集情報等提供事業者・募集者等における個人情報の管理

募集情報等提供事業者、募集者等は、職業安定法に基づく職業紹介事業者等指針(求職者等の個人情報の取扱いについて、個人情報の収集、保管および使用、個人情報の適正な管理、

個人情報の保護に関する法律の遵守等)第4条に基づき、求職者等の個人情報を適切に取り扱うこと。

#### 「事務所衛生基準のあり方に関する検討会」の報告書が公表されました

#### ◆事務所衛生基準規則

厚生労働省の「事務所衛生基準のあり方に関する検討会」が、事務所における衛生水準のあり方および同基準を見直すことについて、報告書を公表しました。事務所衛生基準規則は、労働安全衛生法に基づき、事務室の空調や明るさなどの環境管理、トイレ設備や更衣設備などの清潔を保持するための措置、休憩や休養などを行うための設備、救急用具等について定めたものです。昭和47年の施行以降、職場環境を整備するための基準とされてきました。しかし、近年の労働者の多様性に対応するものとはいえず、時代に即したものとなるよう、見直しのための検討が行われていました。

#### ◆報告書の見直し方針のポイント

報告書でまとめられた見直し方針の主なものは、次の通りです。

##### 【トイレ設備】

- ・男性用と女性用とを区別して設ける原則、設置すべき便所の便房数の基本的考え方は維持。
- ・独立個室型の便房からなる便所(バリアフリートイレを含む)については、条件を満たす場合は1つの便所として取り扱う。
- ・少人数の事務所においては、男性用と女性用に区別しない独立個室型の便房からなる1つの便所をもって足りるとすることも選択肢に加えることが妥当。
- ・それ以外の事務所において、男性用便所、女性用便所に加えて設ける独立個室型の便所を1つの便所として取り扱うことが妥当。

##### 【休養室等】

- ・休養室・休養所については、専用のスペースでなくても、随時利用が可能となるよう機能の確保に重点を置くべき。

## 【照 度】

- ・一般的な事務作業における作業面(机上)の照度を150ルクス以上から300ルクス以上に、付随的な作業(粗な作業)における照度を70ルクス以上から150ルクス以上に見直すことが妥当。

以上のように、バリアフリートイレを含むトイレ設備については柔軟に、また労働者の健康面にはしっかりとした配慮がなされるよう見直される方針です。厚生労働省は、本報告を踏まえ、事務所衛生基準規則および労働安全衛生規則の改正について、労働政策審議会において審議を行う予定です。

## 【厚生労働省「事務所衛生基準のあり方に関する検討会」の報告書を公表します】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17543.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17543.html)

## 6月の税務と労務の手続提出期限 【提出先・納付先】

### 1日

- 労働保険の年度更新手続の開始<7月10日まで> [労働基準監督署]

### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

### 30日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金

## 事務所]

- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

## 雇入時及び毎年一回

- 健康診断個人票 [事業場]

## 当事務所よりひと言

6月となり、東京オリンピック開催まで1か月余りとなっております。

一方で新型コロナウイルスにおけるワクチン接種は始まったものの、一般の現役世代への接種スケジュールは未だ見通しが立ちません。欧米諸国に赴任している日本国籍の知己の方は、家族を含めて全員が余ることなく、コロナワクチン接種が1回目、2回目とも完了したとの話を聴きました。そして今となっては未接種の一般旅行者が、何ら予約等は無くても簡単に接種しているとのことです。

残念ながら我が国の危機管理能力・対応力の低さを、感じざるを得ません。

事業主にとっては、日々様々な事由が起こります。そして、その事由が事業継続の危機原因となることもあり得ます。人事労務管理のスペシャリストとして、唯一の国家資格者である社会保険労務士は、日頃から社会保険労務士会による研修を受けており、事業主、企業の危機管理に対応すべき準備しております。直近の研修では、「多様な働き方における、副業・兼業の労務管理実務」というテーマにて、オンライン研修会が開催されました。

当事務所では数多くの情報を元に、顧問先、関与先事業所様の人事労務における危機管理を意識しつつ、適正かつ効果的な手法を提供、紹介していく所存です。日頃感じている労務管理の疑問点、ご不明点がございましたら、お気軽にお尋ね下さい。 (高野 裕之)